貨物自動車運送約款

二〇一四年十月七日認可

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　通則（第三条・第四条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第五条―第七条）
　第三節　運賃、料金等（第八条―第十七条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十八条―第二十五条）
　第五節　指図（第二十六条・第二十七条）
　第六節　事故（第二十八条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十三条）
第三章　混載運送契約（第四十四条―第四十六条）
第四章　積込み又は取卸し等（第四十七条―第四十九条）

第一章　総則

（適用）

第一条　当店が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）として行う貨物の運送（以下「運送」という。）については、この約款の定めるところによります。

2　当店が、運送に関して、この約款の規定と異なる特別の約定をしたときは、その約定は、この約款の規定に優先します。

（運送の引受け）

第二条　当店は、この約款の規定に従い、運送を引き受けます。

2　当店は、法令の規定により、運送の引受けを拒絶するときは、この約款の規定にかかわらず、運送を引き受けません。

3　当店は、貨物の運送に関して、他の一般貨物自動車運送事業者と運送契約を締結することがあります。

4　当店は、貨物の運送に関して、他の一般貨物自動車運送事業者に運送を委託することがあります。

第二章　運送契約

第一節　通則

（約款の掲示）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示しているほか、当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種別）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡場所）

第五条　当店が貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　発送地着届　運賃、料金等を受け取ると同時に貨物を引き渡すこと。

二　着地着届　運賃、料金等の前払いを受けた場合は、貨物を引き渡すこと。

三　着地着払　貨物の引渡しと引換えに運賃、料金等を受け取ること。

2　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　集荷配達　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までに、配達を完了すること。

二　集荷配達以外　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目までに、貨物を引き渡すこと。

3　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　発送地着届　運賃、料金等を受け取ると同時に貨物を引き渡すこと。

二　着地着届　運賃、料金等の前払いを受けた場合は、貨物を引き渡すこと。

三　着地着払　貨物の引渡しと引換えに運賃、料金等を受け取ること。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　集荷配達　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目（休日を除く。）までに、配達を完了すること。

二　集荷配達以外　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目までに、貨物を引き渡すこと。

（受付日時）

第六条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の申込み）

第七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡場所）

第八条　この運送契約書により送り状の発行を受けた者（以下「荷送人」という。）は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところにより、貨物の引渡場所を指図します。

一　発送地着届　運賃、料金等を受け取るため、当店の営業所（当店が荷送人の指定する場所に貨物を受け取りに行く場合にあっては、その場所）に到着した貨物を、荷送人又は荷送人から送り状の提示を受けた者に引き渡すこと。

二　着地着払　貨物の引渡しと引換えに運賃、料金等を受け取るため、当店の営業所に到着した貨物を、荷送人又は荷送人から送り状の提示を受けた者に引き渡すこと。

2　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　集荷配達　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目（休日を除く。）までに、配達を完了すること。

二　集荷配達以外　貨物を受け取った日の翌日から起算して二日目までに、貨物を引き渡すこと。

3　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡場所は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによります。

一　発送地着届　運賃、料金等を受け取ると同時に貨物を引き渡すこと。

二　着地着払　貨物の引渡しと引換えに運賃、料金等を受け取ること。

（荷送人による貨物の引渡し）

第九条　当店は、荷送人が貨物の引渡しを希望する場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送に関して運賃、料金等の支払いを怠るおそれがあるとき。

二　荷送人が、前条第一項の規定による指図をせず、又は同条第二項の規定による指図の回答を与えないとき。

三　当該運送に関する危険物その他の運送に適しない貨物であるとき。

四　当該運送に関して、荷送人から特別の料金を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（荷送人の氏名等の通知）

第十条　荷送人は、当店が貨物の運送の申込みを受けたときは、その貨物の種類及び性質を通知するとともに、次の各号の区分に従い、当該各号に定める事項を当店に通知しなければなりません。

一　発送地着届　荷送人の氏名又は商号若しくは住所及び電話番号

二　着地着払　荷受人の氏名又は商号若しくは住所及び電話番号

2　荷送人は、前項の通知をするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところにより、貨物の運賃、料金等の額を通知しなければなりません。

一　発送地着届　運賃、料金等の額

二　着地着払　運賃、料金等の額

（荷送人の氏名等の通知義務）

第十一条　荷送人は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達又は発送及び荷着の予定日時

二　運賃、料金等の額

（運賃、料金等の支払時期）

第十二条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、その運送に関する運賃、料金等の全額を申込者から受け取ります。

2　当店は、貨物が滅失、き損又は延着したことにより、荷送人又は荷受人が当該貨物の運賃、料金等を支払う義務を免れたときは、その運賃、料金等を荷送人に返還します。

（荷造り）

第十三条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び当店の設備の状態その他の事情に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し明らかな損傷を与えないと認めるときは、荷送人が荷造りの不備による損害を負担することを条件として、その運送を引き受けることがあります。

（危険品の引受制限）

第十四条　当店は、危険品の運送を引き受けません。

2　当店は、法令の規定により、危険品の運送を引き受けることがあります。

（危険品の通知義務）

第十五条　当店は、爆発、発火その他の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外見から明瞭に判別できるように、あらかじめ、その取扱上当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運送の禁止）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（利用運送）

第十七条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。

2　前項の運送を引き受けた場合において、当店の責任については、この約款の規定を準用します。

（荷送人の引渡し）

第十八条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が引渡場所に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、行使することができません。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図による場合）

第十九条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に従わないことがあります。

2　前項の規定により、指図に従わないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の指図）

第二十条　当店は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところにより、貨物の処分について指図を求めます。

一　荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めること。

二　荷送人の住所又は居所が不明であるとき。

三　荷送人が指図をしないとき。

（荷受人の引渡請求）

第二十一条　荷受人は、貨物が引渡場所に到着したときは、当店に対し、送り状の提示その他荷受人であることを証する相当な方法により、貨物の引渡しを請求することができます。

2　荷受人は、前項の請求をしたときは、運賃、料金等の支払義務を負います。

（荷受人の引渡拒絶）

第二十二条　当店は、荷受人が前条第一項の請求をしないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、貨物の引渡しを拒絶することがあります。

（荷受人不明又は受取拒絶）

第二十三条　当店は、荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

3　当店は、荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

（荷受人の義務）

第二十四条　荷受人は、貨物を受け取ったときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着により、一般貨物自動車運送事業者間の運送に関する約款（以下「標準約款」という。）第三十四条第二項の規定による権利を行使しようとするときは、貨物の引渡しを受けた日から起算して七日以内に、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷受人の運賃、料金等の支払義務）

第二十五条　当店は、荷受人が貨物の引渡しを受けた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされなかったときは、消滅します。

2　前項の期間は、貨物の滅失等による損害賠償の請求について訴えが提起されたときは、その訴えの全部又は一部を取り下げ、又は却下する旨の裁判が確定した日から起算して一年とします。

3　荷送人が第一項の期間の満了後に貨物の滅失等による損害賠償の請求について訴えを提起したときは、その訴えの提起は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなします。

（荷受人の責任）

第二十六条　荷受人は、貨物の引渡しを受けた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、当該貨物の引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされなかったときは、消滅します。

2　前項の期間は、貨物の滅失等による損害賠償の請求について訴えが提起されたときは、その訴えの全部又は一部を取り下げ、又は却下する旨の裁判が確定した日から起算して一年とします。

3　荷送人が第一項の期間の満了後に貨物の滅失等による損害賠償の請求について訴えを提起したときは、その訴えの提起は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなします。

（荷受人の責任）

第二十七条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第二十八条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第二十九条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十一条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十二条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十三条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十四条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十五条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十六条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十七条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

（荷受人の責任）

第三十八条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負うときは、荷受人に対し、運賃、料金等の額から、当該貨物の滅失等によって支払を要しなくなった運賃、料金等の額を控除した額を支払います。

第三節　積付け

（積付け）

第三十九条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　シートロープ、建木、布木、荒てん等その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第四十条　当店は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める場所において、荷送人又は荷受人から貨物を受け取り、又は荷送人又は荷受人に貨物を引き渡します。

一　発送地着届　荷送人の指定する場所

二　着地着払　当店の営業所

（運賃、料金等の支払時期）

第四十一条　当店は、貨物を受け取るまでに、運賃、料金等の全額を受け取ります。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の全部又は一部を着地着払とすることができます。

3　当店は、荷送人が貨物の運送を委託するに当たり、荷送人の指定する荷受人の営業所（当店が荷受人の指定する場所に貨物を引き渡すこととしている場合にあっては、その場所）において、荷受人が貨物の引渡しを受けるまでに、貨物の滅失又は毀損が生じたときは、荷送人が当該貨物の運賃、料金等を支払う義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十二条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等を支払う義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十三条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十四条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十五条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十六条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十七条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十八条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第四十九条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十一条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十二条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十三条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十四条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十五条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十六条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十七条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十八条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第五十九条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十一条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十二条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十三条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十四条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十五条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十六条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十七条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十八条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第六十九条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十一条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十二条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十三条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十四条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十五条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十六条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十七条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十八条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第七十九条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十一条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十二条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十三条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十四条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八十五条　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

2　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

3　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

4　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

5　荷送人又は荷受人は、当店に対し、運賃、料金等の支払義務を負います。

（運賃、料金等の支払義務）

第八